

(2) 重要事項説明書（特定施設入居者生活介護サービス・  
介護予防特定入所者生活介護）

【令和6年4月1日現在】

あなたに対する入居サービス提供開始にあたり、厚生省令第37号第178条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人鶯園
事業者の所在地	津山市瓜生原337-1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 小林 和彦
電話番号	0868-26-0888
指定年月日及び指定番号	平成23年7月1日 No3370301677

2. ご利用施設

施設の名称	軽費老人ホーム ケアハウスサンシティーうぐいす
施設の所在地	岡山県津山市国分寺988-1
施設長名	施設長 福田 哲也
電話番号	0868-26-8100
FAX番号	0868-26-8377

3. 事情の目的と運営の方針

事業の目的	生活の場及び介護サービスの提供・日常生活の援助
施設運営の方針	心豊かに暮らし楽しく

4. 施設の概要

(1) 敷地及び建物

敷地	5,440㎡	
建物	構造	鉄筋コンクリート一部鉄骨造3階建て
	延べ床面積	2835.36㎡
	利用定員	50名

(2) 主な設備

設備の種類	数	面積等
介護専用居室	51室（定員50名）	1人部屋 50室 18.59㎡
		2人部屋 1室 36.28㎡
食堂 兼 機能訓練室	2室	208.08㎡ 69.29㎡
浴室	3室	
便所	5箇所	

(注1) 各部屋の配置ならびに構造については、別添の平面図を参照して下さい。

### 5. 職員体制 (主たる職員)

従業者の種類	員 数	区分				常勤換 算後の 人員	保有資格
		常勤		非常勤			
		専 従	兼 務	専 従	兼 務		
管理者	1		1			1	社会福祉士 1名
生活相談員	1		1			1	社会福祉主事 2名
介護職員	13	11		2		10	介護支援専門員 3名
看護職員	2		2			2	介護福祉士 4名
栄養士	1	1					正看護師 1名
調理員	3	3					准看護師 1名
機能訓練指導員	2		2				栄養士 1名
計画作成担当者	1		1			1	生活相談員と兼務

### 6. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	正規の勤務時間帯 (8:00~17:00) 常勤で勤務	
生活相談員兼 計画作成担当者	正規の勤務時間帯 (8:00~17:00) 常勤で勤務	4週8休
介護職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早出 (7:30~16:30)</li> <li>日勤 (8:00~17:00)</li> <li>遅出 (9:30~18:30)</li> <li>夜勤 (16:15~9:15)</li> <li>・夜間 (18:30~7:30) は、原則として職員1名でお世話をします。</li> </ul>	4週8休
看護職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正規の時間帯 (8:00~17:00・10:00~19:00) 通常2名体制で勤務。</li> <li>・夜間については交替で自宅待機を行い、緊急時に備えます。</li> </ul>	4週8休

### 7. 営業日

営業日	年中無休
-----	------

## 8. 施設サービスの概要

### (1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容	利 用 料
食事の介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養士が献立を立て、食事を提供します。(ただし、食費は給付対象外です。)</li> <li>・食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるよう配慮します。(食事時間) 朝食 8 : 0 0 昼食 1 2 : 0 0 夕食 1 8 : 0 0</li> </ul>	介護報酬の告示上の額(ただし、法定代理受領の場合は居宅介護(支援)サービス基準額の1割相当、法定代理受領でない場合は、居宅介護(支援)サービス基準額相当額です。)
排せつの介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の状況に応じた適切な排せつの介助排せつの自立に向けた援助</li> <li>・オシメを使用する方に対してはこまめに交換します(随時交換)。</li> </ul>	
入浴の介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1週間に2回以上の入浴または清拭を行います。</li> <li>・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。</li> </ul>	
着替え等の介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。</li> <li>・シーツの交換は週1回実施します。</li> </ul>	
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活相談員による相談</li> </ul>	
レクリエーション行事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設行事計画に沿ったレクリエーション行事を企画します。</li> </ul>	

### (2) 介護保険給付外サービス

種 類	内 容	金 額 等
おむつの提供	ご希望に応じて提供させていただきます。	実費
行政手続きの代行	市役所等での書類の申請交付、申請手続き等を代行します。	実費
居室の使用料		ケアハウスの居住に要する費用に含まれます
食事の提供	季節感のある適温の食事を提供いたします。また個々の体調に合わせた食べやすく調理された食事を心がけます。	ケアハウスの生活費に含まれます
理美容サービス	月1回、理髪店の出張によるサービスを利用いただけます。	理髪サービス 1回1,500円程度の実費
教養娯楽活動	クラブ活動(生け花・習字・唱歌・ダンス・カラオケ等)フライデー(喫茶)(1回/週)	生け花、喫茶会は、 実費
洗濯	コインランドリーを使用した場合 洗濯機 無料 乾燥機 40分 100円	実費

区 分	要支援1 ～ 要介護1、2	
	介護保険給付、一時金及び月額 利用料を含むサービス	その都度徴収するサービス
(介護サービス) ※ 巡 回 昼間 8:00～17:00 夜間 17:00～ 8:00 ※ 食事介助 ※ 排泄 ・排泄介助 ・おむつ交換 ・おむつ代 ※ 入浴等 ・清拭 ・一般介助 ・特浴介助 ※ 身辺介助 ・体位変換 ・居室からの移動 ・衣類の着脱 ・身だしなみの介助 ※ 緊急時対応 ・ナースコール	2～3回（随時） 3～4回（随時） 見守り、声掛け 自立支援（声掛け、見守り）～随時 尿取りパット、リハビリパンツ交換の声掛け、誘導、見守り～随時 入浴日以外の毎朝、排泄、失禁、体調不良時（希望があれば随時） 2回/W（自力入浴可能者は毎日） 体調不良時のみ 自立支援（見守り、声掛け）体調不良時は一部介助 自立支援（見守り、声掛け） 自立支援（見守り、声掛け） 随時対応 随時対応	実費（尿取りパット、リハビリパンツ、紙オシメ）
(生活サービス) ※家事 ・清掃 ・洗濯 ※居室配膳、下膳 ※理美容 ※代行 ・買物 ・役所手続き	自立支援（声掛け、見守り）トイレ掃除、部屋の清掃 自立支援（声掛け、見守り）衣類、シーツ（洗濯センター） 食堂（体調不良時、希望があれば居室配膳）	1回/月（地域の理髪店より来所） 実費 実費（2回/月）津山市内 実費（3～4/月）介護認定更新手続き等
(健康管理サービス) ・健康診断 ・健康相談 ・生活指導 ・医師の往診	インフルエンザ予防接種 胸部レントゲン（1回/年） 体重測定（1回/月）尿検査（2回/月） 検便（1回/年）感染症（1回/年） 随時 随時	実費（希望者） 1回（火）/週（PM）随時
(入退院時、入院中の)		

サービス) ・医療費 ・移送サービス	送迎	実費 実費
(その他のサービス) ※教養娯楽活動 ・クラブ活動 ・喫茶	生花、習字、唱歌、カラオケ、ダンス	生け花、(実費) 4回/月(実費)

区 分 種 類	要介護3、4、5	
	介護保険給付、一時金及び月額 利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス
(介護サービス) ※ 巡 回 昼間 8:00～17:00 夜間 17:00～ 8:00 ※ 食事介助 ※ 排泄 ・排泄介助 ・おむつ交換 ・おむつ代 ※ 入浴等 ・清拭 ・一般介助 ・特浴介助 ※ 身辺介助 ・体位変換 ・居室からの移動 ・衣類の着脱 ・身だしなみの介助 ※ 緊急時対応 ・ナースコール	10～11回(随時) 6～7回(随時) 見守り、声掛け、一部介助、全介助 見守り、声掛け、一部介助、全介助 一部介助、全介助(尿取りパット、リハビリパン ツ、紙オシメ) 見守り、声掛け、一部介助、全介助2回/W 見守り、声掛け、一部介助、 全介助 2回/W 見守り、一部介助、全介助 昼間～4回 夜間5～6回 見守り、一部介助、全介助 見守り、声掛け、一部介助、全介助 見守り、声掛け、一部介助、全介助 一部介助、全介助 随時対応 随時対応	実費(尿取りパット、リハビリパ ンツ、紙オシメ)
(生活サービス) ※家事 ・清掃 ・洗濯 ※居室配膳、下膳 ※理美容 ※代行 ・買物 ・役所手続き	見守り、声掛け、一部介助、全介助 見守り、声掛け、一部介助、全介助 体調不良時のみ居室配膳	1回/月(地域の理髪店より来所) 実費 実費(2回/月)津山市内 実費(2～3/月)介護認定更新手続き等

(健康管理サービス) <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診断</li> <li>・健康相談</li> <li>・生活指導</li> <li>・医師の往診</li> </ul>	インフルエンザ予防接種 胸部レントゲン(1回/年) 体重測定(1回/月) 尿検査(2回/月) 検便(1回/年) 感染症(1回/年) 随時 随時	実費(希望者)        1回(火)/週(AM) 随時
(入退院時、入院中のサービス) <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費</li> <li>・移送サービス</li> </ul>	送迎	実費 実費
(その他のサービス) ※教養娯楽活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・クラブ活動</li> <li>・喫茶会</li> </ul>	生花、習字、唱歌、カラオケ、ダンス	生け花、(実費) 1回/週(実費)

# 利用料金表（月額）

## ☆サービスの提供に要する費用

対象収入による階層区分		サービスの提供に要する費用
1	1,500,000円以下	10,000円
2	1,500,001円～1,600,000円	13,100円
3	1,600,001円～1,700,000円	16,100円
4	1,700,001円～1,800,000円	19,100円
5	1,800,001円～1,900,000円	22,300円
6	1,900,001円～2,000,000円	25,300円
7	2,000,001円～2,100,000円	30,300円
8	2,100,001円～2,200,000円	35,400円
9	2,200,001円～	37,700円

## ☆生活費

生活費 44,500円（食事込み）  
 1日950円 朝 190円 昼 380円 夕 380円  
 （欠食されたい時は、事前に申し出下さい）  
 地区別冬季加算 1,960円（11月～3月まで）

## ※介護予防特定施設入居者生活介護及び特定施設入居者生活介護

要支援1～要介護の方までご利用できます。別途、介護保険一割負担金が必要です。  
 1日あたりの金額は下記のとおりです。

### ※介護予防特定施設入居者生活介護

要支援1 183円 要支援2 313円

円

### ※特定施設入居者生活介護

要介護1 542円 要介護2 609円

要介護3 679円 要介護4 744円

要介護5 813円

※サービス提供体制加算Ⅲ 1日あたり 6円

※夜間看護体制加算（オンコール加算）要介護1～5の方まで 1日あたり 9円

※協力医療機関連携加算 1ヶ月あたり 100円

※退院・退所時連携加算

病院等を退院した人が入居する場合30日間を限度として 1日あたり 30円

#### ※退居時情報提供加算

利用者が退居し、医療機関に入院した場合、利用者の心身の状況、例活歴の情報を提供した婆場合  
1回限り 250円

※訪問リハビリステーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師・OT・PT等が施設を訪問し施設職員と協働で個別支援計画を作成した場合  
1ヶ月あたり 200円

※高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ  
1ヶ月あたり 5円

※新興感染症等療養費加算  
1ヶ月あたり5日限度 250円

※看取り介護加算（死亡日以前45～31日前：72円/日 30～4日前：144円/日、死亡日前日及び前々日：680円/日、死亡日：1,280円/日を死亡月に請求）が、別途利用者負担金に加算されます。

※介護職員処遇改善加算（Ⅰ）1ヶ月あたりの総単位数（上記加算減算を加えたもの）に82/1000を乗じた単位数とします。（小数点以下四捨五入）令和6年5月31日まで

※特定介護職員処遇改善加算（Ⅱ）1ヶ月あたりの総単位数（上記加算減算を加えたもの）に12/1000を乗じた単位数とします。（小数点以下四捨五入）令和6年5月31日まで

※介護職員ベースアップ等支援加算1ヶ月あたりの総単位数（上記加算減算を加えたもの）に15/1000を乗じた単位数とします。（小数点以下四捨五入）。令和6年5月31日まで

※介護職員処遇改善加算1ヶ月あたりの総単位数（上記加算減算を加えたもの）に122/1000を乗じた単位数とします。（小数点以下四捨五入）令和6年6月1日より

※一定以上の所得（本人の合計所得が160万円以上で同一世帯の第1号被保険者（65歳以上の）の年金収入+その他の合計所得金額が単身世帯で280万円以上、2人以上世帯359万円以上）がある人がサービスを利用したときは利用者負担が1割から2割になります。要支援、要介護の認定を受けた人全員に利用者負担の割合（1割または2割）が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます。

※2割負担者のうち特に所得の高い人（年金収入等340万円以上）は利用者負担が2割から3割になります。ただし、月額44,000円の負担上限があります

#### ☆居住に要する費用

居住に要する費用 25,000円（お家賃です）

#### ☆その他

各居室のメーターにより、電気料金の実費をご負担いただきます。

電話料金は業者より個別に請求があります。

電気：一般 電気料	実費
水道：一般	1500円
電話：一般 基本料	500円
通話料	実費
預貯金通帳等管理費	300円

※月中途の利用開始終了については、利用料を実日数で除した額を1日分の額とし、利用日数分請求いたします。



※生活費及びサービスの提供に要する費用は国の通達により毎年改訂があります。

※この利用料は、2021年度単価です。

※夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用徴収額については、上記の額から30%減額した額を本人からの徴収額とします。(7,000円)

## 9. 苦情等申立先

当施設ご利用相談室	窓口担当者 藤原万由美	
	ご利用時間 毎日午前8時～午後5時 TEL 0868-26-8100 FAX 0868-26-8377 苦情処理箱（事務所前に設置）をご利用下さい。	

## 10. 協力医療機関

医療機関の名称	大谷病院
院長名	大谷公彦
所在地	岡山県津山市田町33
電話番号	0868-22-9381
診察科	内科・泌尿器科・循環器科
入院設備	48床
救急指定の有無	無
契約の概要	当施設と上記病院とは、利用者に病状の急変があった場合に緊密に連絡を取ります。

医療機関の名称	石川病院
院長名	石川泰祐
所在地	岡山県津山市川崎1303
電話番号	0868-26-2188
診察科	内科・心療内科・糖尿病内科・消化器・肝臓科・循環器科 呼吸器科
入院設備	一般28床 療養40床 人工透析10床
救急指定の有無	無
契約の概要	当施設と上記病院とは、利用者に病状の急変があった場合に緊密に連絡を取ります。

医療機関の名称	内田歯科クリニック
院長名	内田奏宏
所在地	岡山県津山市河辺945-17
電話番号	0868-21-1818
診察科	歯科一般
入院設備	無
救急指定の有無	無

契約の概要	当施設と上記病院とは、利用者に病状の急変があった場合に緊密に連絡を取ります。
-------	--

### 1 1. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「消防計画」にのっとり対応を行います。			
近隣との協力関係	併設施設、鶯園・白梅寮と協力し、非常時の相互応援をいたします。			
平常時の訓練等	別途定める「消防計画」にのっとり年2回の夜間および昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	設置状況
	自動火災報知器	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	箇所	屋内消火栓	箇所
	スプリンクラー	あり	非常用発電設備	あり
消防計画等	カーテン布団等は防煙性能のあるものを使用しております 消防署への届出日：令和 年 月 日 防火管理者：小泉立志			

### 1 2. 緊急時又は事故等における対応方法（別表1）

緊急時又は事故の対応	職員等は、指定特定施設入居者生活介護を実施中に、利用者の症状等に急変又は事故発生・その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。
------------	---

### 1 3. 当施設ご利用の際に留意していただく事項

来訪・面会	来訪者は、必ずその都度面会簿氏名を記入して下さい。
	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間及び食事の有無を職員に申出て下さい。
医療機関への受診	緊急の場合を除き、基本的にはご家族の方でお願い致します。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用方により破損等が生じた場合、賠償していただく場合がございます。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	① 自己管理      ②施設管理（申し出により）
現金等の管理	① 自己管理      ②施設管理（申し出により）
宗教活動・政治活動	施設内での他の入所者に対する宗教活動、政治活動はご遠慮ください。

動物飼育

施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

14. 施設の各文書の交付および保存について

施設が必要に応じて、紙文書または、電子媒体での交付・保存を行います  
退所より5年間保存します。